(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の基準

審查基準(不利益処分関係)		資料番号	7	担当課	子育て支援課
法令名	児童福祉法施行令	根拠条項	第18条	不利益処分の種類	負担金の返還命令

児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)

第18条 法第52条、53条及び第53条の3から第55条までの規定により交付した国庫及び都道府県の負担金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができる。

- 1 児童福祉施設が、法第46条第4項の規定により、その事業の停止を命ぜられたとき。
- 2 児童福祉施設が、法第58条の規定により、その認可を取り消されたとき。
- 3 児童相談所、児童福祉施設又は児童福祉施設の職員の養成施設が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したとき。
- 4 児童相談所、児童福祉施設又は児童福祉施設の職員の養成施設が、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は当初予定した目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 5 負担金交付の条件に違反したとき。
- 6 詐欺の手段で、負担金の交付を受けたとき。